

# 中間市子ども・子育て会議

## 目的

「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援制度に関する事業計画の策定やその進捗管理について、行政以外から幅広く意見を聴くための会議です。保護者の方の意見を含む子ども・子育て支援の実情を踏まえた目標を設定し、本市の子ども・子育て支援施策の充実を図ることを目的としています。

## 事務

子ども・子育て会議では、次のことを審議します。

- ①教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員に関すること。
- ②中間市子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更等に関すること。
- ③子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

○関係法令（抜粋）

○子ども・子育て支援法

（市町村等における合議制の機関）

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（特定教育・保育施設の確認）

第 31 条 第 27 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて市町村が行う。

- 一 認定こども園 第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子ども の区分
- 二 幼稚園 第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。